

# 企画競争実施の公示

令和4年7月11日

中部地方整備局長 稲田 雅裕

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和4年度 工事契約管理システム改良業務

### (2) 業務内容

本業務は国土交通省中部地方整備局で運用中の工事契約管理システムについて、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営している業務実績情報データベース「テクリス」の新直接提供サービスに合わせたシステム改良を行うものである。

### (3) 予定履行期間

令和4年10月上旬～令和5年3月31日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 配置予定技術者等に関する要件

配置予定管理技術者は、以下に示される同種または類似業務について、平成24年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、  
地方公社（注3）、公益法人（注4）のシステム改良業務

類似業務：同種業務以外のシステム改良業務

※（注1～注4）の説明は、別紙による。

(7) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者は、以下に示される同種又は類似業務について、平成24年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）のシステム改良業務

類似業務：同種業務以外のシステム改良業務

※（注1～注4）の説明は、別紙による。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市三の丸2-5-1

中部地方整備局 企画部 技術管理課 業務基準担当

電話：052-953-8131

F A X：052-953-8294

電子メール：cbr-gikankyotsu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年7月11日から令和4年8月22日まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和4年8月22日16時00分 (1)に同じ。郵送（書留郵便に限る。）、

電子メールによること。

(4) 説明会の日時及び場所等

本契約については、関係法令の定めるものの他、説明書により履行するものとし、説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本契約については、関係法令の定めるものの他、説明書により履行するものとし、ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(4) その他の詳細は説明書による。

- (注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者・求職雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用期間法人をいう。
- (注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。
- (注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- (注4) 公益法人とは、次のものをいう。
- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
  - 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。